農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、 特別の機関として農林水

産行政監察・評価本部を新設するとともに、 地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止し、 地方農政局

及び北海道農政事務所の地域センターを設置する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出

する理由である。